

## 到津の森公園将来ビジョン検討会議開催要綱

### (目的及び開催)

第1条 公園の基本理念である「市民と自然とを結ぶ『窓口』となる公園をめざす」に沿い、20年先、30年先の公園の在り方を定める「到津の森公園将来ビジョン（以下「将来ビジョン」という。）」を策定するに当たり、市民や有識者等から意見を聴取するため、「到津の森公園将来ビジョン検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議の構成員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 到津の森公園の今後の在り方、方向性に関すること。
- (2) 将来ビジョン策定の過程、将来ビジョンの内容に関すること。
- (3) その他、到津の森公園に関して建設局長が必要と認めたこと。

### (構成員)

第3条 検討会議の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから、建設局長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 動物園等の専門家
- (3) 到津の森公園の市民ボランティア
- (4) 地域の代表
- (5) 利用者（市民）代表
- (6) その他、特に必要と認めた者

### (任期)

第4条 構成員の任期は、選任の日から令和6年3月31日までとする。

### (会議の運営)

第5条 検討会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

### (会議の公開等)

第6条 検討会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、検討会議の決定により公開しないことができる。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する事項が含まれる場合
- (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

(4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(守秘義務)

第7条 検討会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、建設局公園管理課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、建設局長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年7月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。